

利用上の注意

1 国籍・地域に係る注意事項

- (1) 平成23年12月末までの外国人登録者数に係る統計では、台湾を中国に含めておりましたが、平成21年改正出入国管理及び難民認定法施行に伴い、在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）には、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、平成24年12月末から中国とは別に集計しています。
- (2) 平成27年12月末から、「韓国・朝鮮」に係る表記を、「韓国」、「朝鮮」と区別し表記しています。なお、在留外国人統計における「朝鮮」は国籍を示すものとして用いているものではありません（注）。
（注）在留外国人統計における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍をはじめいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされています。
- (3) 平成27年6月末から、「グルジア」の国籍名表記を「ジョージア」へ変更しています。
- (4) 平成30年6月末から、「スワジランド」の国籍名表記を「エスワティニ」へ変更しています。
- (5) 令和元年6月末から、国籍名表記を次のとおり変更しています。
 - ア 「マケドニア」を「北マケドニア」へ変更
 - イ 「カーボヴェルデ」を「カーボベルデ」へ変更
 - ウ 「セントクリストファー・ネーヴィス」を「セントクリストファー・ネービス」へ変更
- (6) 令和4年6月末から、地域表記を次のとおり変更しています。
 - ア 「北米」を「北アメリカ」へ変更
 - イ 「南米」を「南アメリカ」へ変更

2 在留資格に係る注意事項

- (1) 平成29年12月末から、在留資格「介護」及び「技能実習3号イ及び3号ロ」を追加しています。
- (2) 令和元年6月末から、在留資格「特定技能1号及び2号」を追加しています。

3 在留資格「特定活動」の目的内訳に係る注意事項

令和2年12月末から、第1表及び第1表の2を次のとおり変更しています。

(1) 追加

- ア 人身取引等
- イ 難民認定手続中
- ウ 本邦大卒者
- エ 本邦大卒者の家族

(2) 省略

高度人材本人

4 市区町村に係る注意事項

- (1) 令和元年6月末から、兵庫県の「丹波市」を「丹波篠山市」へ変更しています。
- (2) 令和3年12月末から、市区町村名の表記について「郡」及び「島」の表記を省略しています。
- (3) 令和3年12月末から、市区町村コード（注）を追加しています。
（注）市区町村コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省（当時：自治省）が昭和43年に全国の都道府県及び市区町村のコードを設定したものです。

5 年齢・性別に係る注意事項

令和4年12月末から、性別欄に「その他」を追加し、「年齢」階級幅を1歳階級幅から5歳階級幅に変更しています。

6 統計表に係る注意事項

- (1) 令和3年12月末から、次のとおり変更しています。
 - ア 「第7表 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」を「第3表 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」へ変更
 - イ 「第7表の2 市区町村別 在留資格別 在留外国人」を「第3表の2 市区町村別 在留資格別 在留外国人」へ変更
 - ウ 「第7表（別表）在留外国人総数上位100市区町」を「第3表（別表）在留外国人総数上位100市区町」へ変更
- (2) 令和4年12月末から、次のとおり変更しています。
 - ア 在留外国人統計の見直しの結果、中長期在留者ではない者を含む「第1表の2 国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 総在留外国人」及び「第2表の2 国籍・地域別 年齢・男女別 総在留外国人」は政策的な必要性に乏しいことから公表を廃止しています。
 - イ 「第2表 国籍・地域別 年齢・男女別 在留外国人」を「第2表 国籍・地

域別 年齢（５歳階級）・性別 在留外国人」へ変更

ウ 「第３表の２ 市区町村別 在留資格別 在留外国人」を「第４表 市区町村別 在留資格別 在留外国人」へ変更

エ 「第３表（別表） 在留外国人総数上位１００市区町」を「Ａ 在留外国人総数上位１００市区町」へ変更